

(第3回) 契約変更の内容

契 約 変 更 年 月 日	令和 8 年 7 月 1 5 日
契 約 業 者 名	令和 7 年度 みなとカメラ設置検討業務
契 約 業 者 の 住 所	東京都港区赤坂 3 丁目 3 番 5 号
業 務 の 名 称	令和 7 年度 みなとカメラ設置検討業務
業 務 場 所	—
業 務 種 別	建設コンサルタント等
業 務 概 要	本業務は、名古屋港の直轄工事の施工管理を行うとともに、災害発生時に直轄事業で施工中の施設の状況把握ができるみなとカメラ装置（カメラ機器や映像伝送設備、通信設備の総称）について、既存みなとカメラ装置の代替えについて設置位置も含めた検討を行うものである。
履 行 期 間 （ 自 ）	原契約のとおり
履 行 期 間 （ 至 ）	令和 8 年 1 1 月 1 8 日
変 更 前 の 契 約 金 額	¥ 1 6 , 1 7 0 , 0 0 0 . - （税込み）
変 更 金 額	¥ . - （税込み）
変 更 後 の 契 約 金 額	¥ 1 6 , 1 7 0 , 0 0 0 . - （税込み）
変 更 理 由	別紙の通り

変 更 理 由 書

業 務 名：令和 7 年度 みなとカメラ設置検討業務

受 注 者：公益社団法人日本港湾協会

履行期間：（変更前）令和 7 年 6 月 3 日～令和 8 年 7 月 3 1 日

（変更後）令和 7 年 6 月 3 日～令和 8 年 1 1 月 1 8 日

本業務は、令和 7 年 6 月 3 日付で、公益社団法人日本港湾協会と契約締結し、鋭意履行中であるが、以下の理由により変更を行うものである。

1. みなとカメラにかかる機器仕様検討指針が、令和 8 年 3 月中旬に公表される予定であったものの、実際の公表が令和 8 年 4 月 24 日となったため、業務の実施に必要な期間を確保する必要性が生じた。

このため、新指針に基づき検討を行うため履行期間の延長を行う。

（適用条文：契約書第 1 9 条）